

# 令和6(2024)年度 保健福祉部の運営方針について

## 保健・医療・介護・福祉の連携で、健やかで安心な暮らしを実現

令和6(2024)年度は、以下の事業及び課題に重点的に取り組みます。

### 1 みんなで子育てを支えるとちぎづくりを進めます！

栃木県子ども未来推進本部を核に、少子化問題に関する幅広い施策を全庁一丸となって総合的かつ効果的に推進します。

- 次期計画の策定に向けた子ども・子育てを取り巻く現状の把握
- こども家庭センターの設置による、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的相談支援体制の構築
- 児童相談所等におけるこどもの意見聴取等の仕組みの整備
- にんしんSOSとちぎにおける相談支援体制の充実や予期せぬ妊娠の防止に向けた思春期教育の推進
- 待機児童の解消に向けた保育所等の計画的な整備促進による受入枠の拡大、保育士等確保対策の推進
- 教育・保育施設における安全・安心確保対策の推進

### 2 互いに支え合い、共に生きるもちぎづくりを進めます！

- 重層的支援体制整備事業等、地域共生社会の実現に向けた市町の主体的な取組への支援
- 全てのケアラーが安心して生活することができる地域社会の実現に向けた支援の推進
- 自立相談支援事業等による包括的な生活困窮者対策の充実・強化
- 改正障害者差別解消推進条例施行等による合理的配慮の提供や障害者差別解消の推進
- 文化芸術活動やスポーツ活動を通じた障害者の社会参加の促進
- 大規模災害時の保健福祉部の体制強化及び要配慮者の避難支援体制整備の促進
- 薬物乱用防止教育の充実や社会復帰に向けた支援の強化

### 3 健康長寿とちぎづくりを進めます！

- 健康長寿とちぎづくり県民運動等による働く世代をはじめとした全ての県民の健康づくりの環境整備
- 糖尿病等生活習慣病や慢性腎臓病(CKD)の発症予防及び重症化予防対策の強化
- A Y A世代のがん患者支援等によるがん対策の推進
- ライフステージに応じた歯科保健対策の推進
- ウィズまごダンスの普及等による多世代交流、住民主体の介護予防の推進
- 市町が行うフレイル予防対策の効果検証及び多職種と連携した住民主体のフレイル予防対策の推進
- 高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりの推進
- 食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理の定着に向けた取組の推進

### 4 誰もが安心な医療・介護サービスが受けられるとちぎづくりを進めます！

- 保健医療計画に基づく安全で質の高い医療を効率的に提供できる体制の整備及び地域医療構想実現に向けた取組の推進、医療・介護連携体制の構築
- 「はつらつプラン21(九期計画)」に基づき、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え医療と介護の連携の深化や、多様な介護人材の確保及び介護サービスの質の向上、市町の実情に応じた伴走型の支援等による地域包括ケアシステムの深化・推進
- 若手医師の確保・定着に向けた専門医育成の取組の促進等、医師確保計画に基づく着実な対策の実施
- データ分析や有識者の意見等を踏まえた救急医療提供体制のあり方の検討
- 認知症基本法の理念を踏まえた認知症の人や家族の視点を重視した認知症施策の総合的な推進
- 循環器病対策推進計画(2期計画)に基づく医療連携体制の整備や再発・重症化予防の推進
- 夜間・休日に緊急に医療を必要とする精神障害者等への精神科救急医療体制の充実
- 県内の医療提供体制の検討などを踏まえた県立病院のあり方検討の推進
- 国民健康保険事業の円滑な運営及び医療費適正化の推進
- 多職種と連携し地域医療に貢献するかかりつけ薬剤師・薬局の推進
- 新型コロナ対応を踏まえた新興感染症等に備えた医療提供体制の構築や保健所の健康危機管理体制の強化

# 保健福祉部における明るく活力のある職場づくりの取組について

## 〔取組姿勢〕

部内の職員が一体となり、その持てる能力を十分発揮できるよう、必要な研修と合わせて広く意見交換を行う機会を設け、メンター職員の能力開発にも意を用いるなど、組織としての人材育成を積極的に進めるとともに、風通しの良い働きやすい環境を整え、明るく活力ある職場づくりに努めます。

## 〔主な取組〕

### 1 若手職員との意見交換等

保健福祉部に新たに配属となった若手職員を対象に、部重要施策の説明や、経験豊富な幹部職員との意見交換やランチレクチャー等を実施し、部全体で課題に取り組む意識の醸成と意思疎通の強化を図ります。

### 2 本庁と出先機関との意見交換

テーマを設定して、本庁幹部職員と出先機関職員が意見交換する場を設け、情報共有や連帯感を深めることにより、部内の連携強化を図ります。

### 3 働き方改革に向けた職場環境づくり

職員の仕事に対する意識改革を促すため、機会を捉えヒアリングを実施し、職員の勤務の状況を把握するとともに、職員が幹部職員等に対し自由に意見が述べられる機会を設けるなど、職員が持てる能力を十分発揮できるよう、組織全体で働きやすい環境づくりを推進します。

# 保健福祉部における労働生産性を高めるための実施方針

## 〔取組姿勢〕

職員一人ひとりが時間を意識し、ICTの利活用により事務の効率化を図ることで、企画立案や県民への直接的なサービス提供などの業務に注力できる時間を確保します。

## 〔主な取組〕

### 【共通】

- (1) 会議について、開催の必要性や出席者・随行者の範囲、役割を整理し、最小限に見直します。
- (2) 庁内会議・打合せの資料は事前に共有し、原則1案件30分以内とします。
- (3) レク資料は簡素化し、レクの目的を事前に明確に（協議・報告）します。

### 【保健福祉部】

- (1) 各課1以上のスクラップを含む業務改善計画を作成するなど、計画的に取り組めます。
- (2) 出先機関においては業務改善方針を作成し、所属内で共有して取り組めます。
- (3) DX等を検討・支援する部内WG等を中心として、部を挙げて業務改善に取り組めます。